

# 山梨県公報

号外第十号

令和三年

三月三十一日

水曜日

## 目次

- 規則
- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
  - 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一
  - 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
  - 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………六
  - 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………七

## 規則

### 山梨県規則第十八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、林務長」を削り、「知事秘書監」を「感染症対策統轄官補」に、「政策調査監」を「感染症対策推進監、政策調査監、秘書監、広聴広報監」に改め、「総括課長補佐」の下に「、厚生管理監」を、「次長補佐」の下に「、推進監補佐」を、「知事政策補佐官」の下に「、地域ブランド統括官」を加え、「リニアビジョン推進監」を「リニア未来創造推進監、未来創造推進監」に改め、「、防災対策専門監」を削り、「産業戦略企画監」の下に「、地場産業振興監」を、「指導検査監」の下に「、新技術推進監」を加え、「、大気水質指導監」を削り、「まちづくり推進企画監」を「都市企画監」に、「山岳安全対策監、文化財企画調整監」を「富士山保全企画監、富士登山対策監」に改め、同表出先機関に置かれる職の欄中「、企画推進幹」を削り、「児童虐待対策幹」を「福祉指導幹、児童福祉指導幹」に改める。

## 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十九号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中「局主幹、課長」の下に「、室長」を加える。

## 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第二十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「部及び」を「知事直轄組織、部及び」に、「課並びに」を「課及びグループ並びに」に改める。

第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項の表中第一号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号及び第二号として次のように加える。

一 リニア未来創造・推進課	D X推進室
二 資産活用課	庁舎管理室

第七条中第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する室のうち庁舎管理室にあつては、その下に自動車管理事務所を置く。

第七条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第九条中「課のうち」の下に「感染症対策グループ」を加え、「森林環境総務課」を「林政総務課、環境・エネルギー政策課」に改める。

第十条第一項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

第十一条中「又は局長」を「局長又は感染症対策統轄官」に改める。

第十二条第二項中「部等」の下に「(知事直轄組織を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第十二条の二を次のように改める。

(感染症対策統轄官等)

第十二条の二 知事直轄組織に感染症対策統轄官を置く。

2 知事直轄組織に必要な応じ、感染症対策統轄官補を置く。

3 感染症対策統轄官は、上司の命を受け、知事直轄組織内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 感染症対策統轄官補は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、感染症対策統轄官を補佐し、並びに知事直轄組織内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 知事直轄組織に必要な応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 主幹 上司の命を受け、知事直轄組織内の基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。

二 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

6 第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、知事直轄組織に必要な応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

7 前項の職の名称は、別に定める。

第十三条の見出しを「(知事政策補佐官等)」に改め、同条第一項中「理事」を「知事政策補佐官、地域ブランド統括官及び理事(次項において「知事政策補佐官等」という。)」に改め、同条第二項中「理事」を「知事政策補佐官等」に改める。

第十四条第一項中「部等(一)」の下に「知事直轄組織及び」を、「総括課長補佐」の下に「(職員厚生課にあつては、厚生管理監。第三項において「総括課長補佐」という。)」を加え、同条第十項中「財産管理課」を「庁舎管理室」に改める。

第十四条の二第一項中「知事政策局」を「知事直轄組織及び知事政策局」に改め、同項の表政策企画グループの項の前に次のように加える。

感染症対策グループ

感染症対策推進監

第十四条の二第一項の表秘書グループの項中「知事秘書監」を「秘書監」に改め、同表広聴広報グループの項中「戦略広報監」を「広聴広報監及び戦略広報監」に改め、同表疾病対策推進グループの項を削り、同条第二項中「知事政策局」を「知事直轄組織及び知事政策局」に改め、「管理監」の下に「推進監補佐」を加え、同条第三項中「政策参事、政策調査監、知事秘書監」を「感染症対策推進監、政策参事、政策調査監、秘書監、広聴広報監」に、「政策参事等」を「感染症対策推進監等」に改め、同条第四項中「政策参事等」を「感染症対策推進監等」に改め、同条第五項中「政策補佐」を「推進監補佐、政策補佐」に改める。

第十八条第五項中「あけぼの医療福祉センター」の下に「副所長及び」を加え、同条第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第十九条第一項中「あけぼの医療福祉センターにセンター長及び副センター長を」を削り、同条第二項中「センター長(あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。)」を削り、同条第三項中「副滞納整理部長、副センター長(あけぼの医療福祉センターの副センター長に限る。)」を「副滞納整理部長」に改め、「副センター長(あけぼの医療福祉センターの副センター長に限る。)」にあつてはセンター長(あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。)」を削る。

別表第一の一の表知事政策局の部の前に次のように加える。

知事直轄組織	感染症対策グループ
	一 感染症対策の推進に係る総合調整に関すること。 二 感染症に関する情報の収集、分析及び発信に関すること。 三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。 四 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。 五 予防接種に関すること。 六 肝炎医療費助成認定審査協議会及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部政策調査グループの項分掌事項の欄を次のように改める。

- 一 知事の特命事項に係る調査検討に関すること。
- 二 やまなし地域プロモーション戦略の推進に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部疾病対策推進グループの項を削る。

別表第一の一の表スポーツ振興局の部オリンピック・パラリンピック推進課の項分掌事項の欄を次のように改める。

- 一 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関すること。
- 二 スポーツによる地域活性化に関すること。
- 三 総合球技場に関すること。

別表第一の一の表スポーツ振興局の部スポーツ振興課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「関すること」の下に「(総合球技場に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活総務課の項中第十二号を第十四号とし、同項第十一号中「及び更生保護協会」を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

- 五 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 六 同和対策事業の連絡調整に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部統計調査課の項第六号を削る。

別表第一の一の表県民生活部の部県民安全協働課の項中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

- 二十三 更生保護協会に関すること。
- 二十四 やまなし地域づくり交流センターに関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部に次のように加える。

交通政策課

- 一 交通行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 二 乗合バスの運行確保対策に関すること。
- 三 鉄道対策に関すること。
- 四 交通安全対策の総合企画及び総合調整に関すること。

- 五 交通安全対策本部に関すること。
- 六 交通安全対策会議及び交通政策会議に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア未来創造・推進課の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「国、関係機関等との連絡及び調整」を「次世代交通の推進」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 リニア開業を見据えた県の在り方に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部交通政策課の項を削り、同部地域創生・人口対策課の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 二拠点居住及び移住の推進に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部地域創生・人口対策課の項中「地域創生・人口対策課」を「二拠点居住推進課」に改める。

別表第一の一の表リニア交通局の部中「リニア交通局」を「リニア未来創造局」に改める。

別表第一の一の表総務部の部財産管理課の項中第七号から第十五号までを削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を削り、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 公有財産の活用に係る基本方針に関すること。
- 二 税外収入の確保方針に関すること。
- 三 その他歳入の確保に係る総合調整に関すること。

別表第一の一の表総務部の部財産管理課の項中「財産管理課」を「資産活用課」に改める。

別表第一の一の表総務部の部情報政策課の項第一号及び第二号中「情報化」を「行政の情報化」に改め、同項第六号を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を削り、同項第九号中「精神保健福祉センター」を削り、同号を同項第六号とし、同項第十号中「精神保健福祉審議会」を削り、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「梨の実寮、あさひワークホーム、聴覚障害者情報センター」を「聴覚障害者情報センター」に改め、同号を同項第八号とする。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第五号及び第六号を削り、第七号



を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十四号までを三号ずつ繰り上げ、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「、肝炎医療費助成認定審査協議会及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会」を「及び精神保健福祉審議会」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の前に次の四号を加える。

十二 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

十三 高次脳機能障害者等の支援に関すること。

十四 自殺対策に関すること。

十五 精神保健福祉センターに関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項中第六号から第八号までを削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 森林及び林業に係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第九号中「、森林総合研究所及び富士山科学研究所（火山防災に関するものを除く。）」を「及び森林総合研究所」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号を削り、同項中「森林環境総務課」を「林政総務課」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部環境・エネルギー課の項、大気水質保全課の項、環境整備課の項及びみどり自然課の項を削る。

別表第一の一の表森林環境部の部森林整備課の項第十三号中「林業公社」を「緑化推進機構」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 緑化施策の推進に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部中「森林環境部」を「林政部」に改め、同部の次に次のように加える。

環境・エネルギー部	環境・エネルギー部
課	課
一 環境保全及びエネルギーに係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。	一 環境保全及びエネルギーに係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。
二 環境基本計画に関すること。	二 環境基本計画に関すること。
三 環境情報の収集、整理及び普及に関すること。	三 環境情報の収集、整理及び普及に関すること。
四 クリーンエネルギーの導入促進に関すること。	四 クリーンエネルギーの導入促進に関すること。
五 地球温暖化対策の推進に関すること。	五 地球温暖化対策の推進に関すること。
六 富士山科学研究所（火山防災に関するものを除く。）に関すること。	六 富士山科学研究所（火山防災に関するものを除く。）に関すること。

大気水質保全課	七 環境保全審議会に関すること。
一 公害対策の総合的な企画及び調整に関すること。	
二 大気汚染の防止に関すること。	
三 水質汚濁の防止に関すること。	
四 土壌汚染の対策に関すること。	
五 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭防止に関すること。	
六 公害に係る紛争及び苦情の処理に関すること。	
七 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。	
八 富士五湖の静穏の保全に関すること。	
九 地下水の保全に関すること。	
十 浄化槽保守点検業者及び指定検査機関に関すること。	
十一 合併処理浄化槽の整備促進に関すること。	
十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関すること。	
十三 環境影響評価に関すること。	
十四 温泉に関すること。	
十五 環境影響評価等技術審議会に関すること。	
環境整備課	一 廃棄物対策の企画及び総合調整に関すること。
二 公共関係による廃棄物最終処分場の整備に関すること。	
三 一般廃棄物の適正な処理に関すること。	
四 産業廃棄物の適正な処理に関すること。	
五 廃棄物の不適正処理対策に関すること。	
六 循環型社会形成の推進に関すること。	
七 再生資源の利用の促進に関すること。	
八 環境整備事業団に関すること。	
自然共生推進課	一 自然環境保全対策の総合企画及び総合調整に関すること。
二 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。	
三 希少野生動物種の保護に関すること。	

<p>四 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。</p> <p>五 水ブランド戦略の推進に関すること。</p> <p>六 環境保全の啓発及び指導に関すること。</p> <p>七 環境保全活動の促進に関すること。</p> <p>八 環境教育の推進に関すること。</p> <p>九 やまなし環境財団に関すること。</p> <p>十 八ヶ岳自然ふれあいセンターに関すること。</p>
--

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第一号中「森林環境部」を「林政部」に改める。  
 別表第一の二の表中資産活用室の項を削り、火山防災対策室の項の前に次のように加える。

<p>DX推進室</p> <p>一 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>二 第五世代移動通信システム等の情報通信技術の活用に関すること。</p> <p>三 情報通信産業の振興に関すること。</p>	<p>庁舎管理室</p> <p>一 本庁舎の維持及び管理に関すること。</p> <p>二 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の購入、修繕及び処分に関すること。</p> <p>三 車両の管理に関する統括及び指導並びに損害賠償責任に関すること。</p> <p>四 電気通信及び通信工事に関すること。</p> <p>五 電話番号及び後納郵便料金の集中経理に関すること。</p> <p>六 県有車両の定期点検整備に関すること。</p> <p>七 庁用自動車の燃料等の管理に関すること。</p> <p>八 庁用自動車の集中管理に関すること。</p> <p>九 県有車両に係る自動車事故の損害賠償等に関すること。</p>
---	--

別表第三中央児童相談所の項中「相談支援課」を「相談支援第一課」に改める。  
**附 則**  
 （施行期日）  
 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
 （経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

知事政策局疾病対策推進グループ	知事直轄組織感染症対策グループ
リニア交通局交通政策課	県民生活部交通政策課
リニア交通局	リニア未来創造局
リニア交通局リニア未来創造・推進課	リニア未来創造局リニア未来創造・推進課
リニア交通局地域創生・人口対策課	リニア未来創造局二拠点居住推進課
総務部財産管理課	総務部資産活用課
森林環境部	林政部
森林環境部森林環境総務課	林政部林政総務課
森林環境部森林整備課	林政部森林整備課
森林環境部林業振興課	林政部林業振興課
森林環境部県有林課	林政部県有林課

森林環境部治山林道課

林政部治山林道課

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

4 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する部長」の下に、「組織規則第十二条の二第一項に規定する感染症対策統轄官」を加える。

第十条中「財産管理課長」を「資産活用課長」に改める。

第四十一条第二項中「総務部財産管理課」を「総務部資産活用課」に改める。

(山梨県職員の特例褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)

5 山梨県職員の特例褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「局にあつては局長」の下に、「知事直轄組織にあつては感染症対策統轄官」を加える。

(山梨県庁用自動車管理規則の一部改正)

6 山梨県庁用自動車管理規則(昭和四十四年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「財産管理課長」を「庁舎管理室長」に改める。

第六号様式中「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。

(山梨県職員職務発明等取扱規則の一部改正)

7 山梨県職員職務発明等取扱規則(昭和四十八年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「財産管理課長」を「資産活用課長」に改める。

第二十一条中「総務部財産管理課」を「総務部資産活用課」に改める。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

8 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「森林環境部環境整備課内」を「環境・エネルギー部環境整備課内」に改める。

(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

9 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「森林環境部大気水質保全課」を「環境・エネルギー部大気水

質保全課」に改める。

(山梨県森林法施行細則の一部改正)

10 山梨県森林法施行細則(平成十二年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「森林環境部治山林道課」を「林政部治山林道課」に改める。

山梨県規則第二十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する部長」の下に、「組織規則第十二条の二第一項に規定する感染症対策統轄官」を加え、同条第二号中「第十二条第二項に規定する次長」の下に、「組織規則第十二条の二第二項に規定する感染症対策統轄官補」を加え、同条第三号中「政策参事等」を「感染症対策推進監等」に改め、同条第四号中「及び管理監」を「管理監、推進監補佐及び政策補佐」に改め、同条第五号中「グループ」を「担当」に改め、同条第六号中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「教頭」の下に「、同条第五項に規定する事務局長」を加え、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「センター長(あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。)」を削る。

第五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とする。

第六条第三項を削る。

第七条第五項を削る。

第十条第一項中「第十二項及び第十三項」を「第十七項及び第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に改め、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第五項中「センター長(あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。)」が不在で急施を要するときは組織規則第十八条第九項に規定する事務局長が、甲府技術支援センター」を「甲府技術支援センター」に改め

る。  
別表第一の二の部1の項中「林務長」を削り、同部3の項中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同表の三の部1の項、四の部1の項、五の部1の項及び九の部1の項中「林務長」を削る。

#### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第二十二号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条第一項」を「第十二条第三項」に、「第十二条の第三項、第十二条の四第一項、第十二条の五第一項及び第十二条の六第一項に規定する局長並びに」を「に規定する感染症対策統轄官及び」に改め、同条第二号中「第十四条第一項に規定する課長」の下に「組織規則第十四条の二第三項に規定する感染症対策推進監等」を加える。

第三条第一項の表かい長の項第二号中「総排気量〇・〇四九リットル以上のもの」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車」に改める。

第三条の二第一項の表中「財産管理課長及び財産管理課総括課長補佐」を「庁舎管理室長」に、「財産管理課長の」を「庁舎管理室長の」に改める。

第二十二条第一項中「財産管理課長」を「資産活用課長」に改める。

第二十九条中「財産管理課」を「庁舎管理室」に改める。

第三十条第三項の表二の項中「財産管理課長、財産管理課総括課長補佐」を「庁舎管理室長」に改め、「及び組織規則第十四条の二第三項に規定する政策参事等」を削り、「及び局」を「グループ及び事務局」に、「知事政策局」を「知事直轄組織にあつては管理監、知事政策局」に改め、「及び管理監」を削る。

第六十三条中「財産管理課長」を「庁舎管理室長」に、「総排気量〇・三六〇リットル以上のもの」を「道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車」に改める。

第二百七十条第一項中「財産管理課長」を「庁舎管理室長」に改める。

別表第二中「財産管理課長」を「資産活用課長」に改め、同表備考に次の一号を加える。

五 資産活用課長に合議することとされている支出のうち、役員費、備品購入費及び

補償、補填及び賠償金については、庁舎管理室長に合議すること。

#### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番